

平成31年 第2回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年2月5日(火) 午前9時00分～午前10時08分

2. 開催場所 白石町総合センター2階 集団指導室

3. 出席委員 (36人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	3番 川崎勝巳 委員
4番 津田 保 委員	5番 井上保博 委員	6番 木室徳好 委員
7番 吉原春樹 委員	8番 赤坂隆義 委員	9番 中村勝郎 委員
10番 野田弘之 委員	11番 宮崎裕二 委員	12番 岩石 学 委員
13番 井崎陽子 委員	14番 池上勝文 委員	15番 香月幸雄 委員
16番 香月伸幸 委員	17番 吉岡保則 委員	18番 森口弘実 委員
19番 川崎敏樹 委員	20番 小柳眞佐美 委員	21番 森 邦之 委員
22番 石田義明 委員	23番 小野愛子 委員	24番 山口八州男 委員
25番 田口千津子 委員	26番 片渕秋正 委員	27番 松尾利助 委員
28番 光武直広 委員	29番 溝上博信 委員	30番 永石恒弘 委員
32番 南條喜代己 委員	33番 中村康則 委員	34番 溝口修一郎 委員
35番 木下善明 委員	36番 中村秋男 委員	37番 川崎 薫 委員

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 農業振興地域整備計画の27号振興計画及び農用地利用計画の変更について

(3) 平成31年白石町農用地利用集積計画(2号)の承認決定について

(4) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1) 合意解約の報告
(2) 形状変更届出について

業務連絡事項 (1) 第3回農業委員会総会の日時及び場所
(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原雅紀	農地農政係長	野中和男	農地農政係長	吉原浩
農地農政係	淵上悦子				

7. その他出席職員

農業振興課 農政係長 久原正好 農政係 山口喜代治

8. 会議の概要

事務局長 ただいまより、平成31年第2回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は、第2回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、9番中村勝郎委員、34番溝口修一郎委員から遅れる旨の連絡がっております。只今の出席委員は36名中34名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、2番の香月一夫委員、3番の川崎勝巳委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第18号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第18号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第18号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。大字廿治字二本杉〇〇番、大字遠江字二本松〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字遠江字八平〇〇番、大字横手字四本柳〇〇番、〇〇番、田13,048㎡、畑7,543㎡、計20,591㎡です。

貸付人は、白石町大字遠江〇〇番地、太原上の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字遠江〇〇番地、太原上の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田16,949㎡、畑7,550㎡、計24,499㎡です。

稼働力は男1名、女2名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定をするものです。貸借期間は平成31年3月1日から50年間です。全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでご

ざいます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。

申請農地の面積と、耕作面積の差は何でしょうか。本人が既に所有されているのでしょうか。

事務局 この面積の差は、借入により〇〇さんが耕作している農地があるためです。

○番 わかりました。

事務局長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 18 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 18 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 19 号～第 35 号＝

議長 続きまして、2.「農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について」を議題といたします。除外が議案番号第 19 号から第 34 号まで、編入が議案番号第 35 号です。一括して説明を求めます。

農業振興課農政係 農業振興地域整備計画の担当をしております〇〇と申します。

早速ですが、今回の除外案件が 16 件、編入が 1 件となっております。

議案番号第 19 号。資料の 1～2 ページになります。所在地番は、大字廿治字松〇〇番、田の 40 m²。申請者は白石町大字福田〇〇番地、〇〇さん。変更理由としては、宅地進入路としての申請となっております。農業振興地域整備計画上と現場の相違が生まれているところもあり、今回除外することになりました。

議案番号第 20 号。資料の 3～4 ページになります。所在地番は、大字遠江字新観音〇

〇番、田の1,100㎡。申請者は、白石町大字遠江〇〇番地、〇〇さん。変更理由としては、従業員宿舎、玉葱貯蔵ハウス、蓮根用資材コンテナ置場、荷積下場所兼駐車場としての申請となっております。現在、農業法人〇〇として営農をされていますが、事業の拡大により従業員宿舎、玉葱貯蔵ハウスや資材コンテナ置場が新たに必要になるということです。従業員宿舎に住み込みをされるため、既存の宅地周辺の申請場所となっております。区長さん、周辺の隣接農地の方からも同意を得ておられます。

続きまして、議案番号第21号。資料の5～6ページになります。所在地番は、大字堤字堤〇〇番、畑の51㎡。申請者は白石町大字堤〇〇番地、〇〇さん。変更理由として、宅地進入路及び庭としての申請となっております。ここは既に宅地進入路及び庭の一部となっており、農業振興地域整備計画と現場の相違が生まれているところもあり、今回除外することになりました。

続きまして、議案番号第22号。資料の7～8ページになります。所在地番は、大字馬洗字神辺〇〇番、田の50㎡。申請者は白石町大字馬洗〇〇番地、〇〇さん。変更理由として農業用機械の進入路としての申請となっております。現在、通路側に農業用倉庫がありますが、農業用機械の出し入れのために利用をされるということで申請をいただいております。除外申請はやむを得ないと思われま。

続きまして、議案番号第23号。資料の9～10ページになります。所在地番は、大字福富字北搦〇〇番、田の600㎡です。申請者は、白石町大字福富〇〇番地、〇〇さん。変更理由として農家分家住宅及び育苗ハウスとしての申請となっております。今回、既存の住宅の東側の圃場に農家分家住宅を建てられ、申請地の北側には既に育苗ハウスが建っています。親子で営農できるという面で、営農に対する意欲の向上、延いては農業振興に繋がるものであり、除外申請はやむを得ないと思っております。

続きまして、議案番号第24号。資料の11～12ページになります。所在地番は、大字福富下分字弁財〇〇番、田の1,183㎡。申請者は、白石町大字福富下分〇〇番地、〇〇さん。変更理由として、お寺の駐車場であります。申請地の西側にお寺がありますが、駐車スペースが狭く、お寺の集会や墓参り等、道路に駐車されることで歩行者や近隣の住民に迷惑をかけるため、今回の除外申請はやむを得ないと思われま。

続きまして、議案番号第25号。資料の13～14ページになります。所在地番は、大字横手字一本杉籠〇〇番、田の450㎡です。申請者は、白石町大字横手〇〇番地、〇〇さん。変更理由として、農家分家住宅及び農業用倉庫、駐車場としての申請となっております。今回、既存の住宅の東側の圃場に農家分家住宅を建てられ、自宅の隣接地には親子で共同利用できる農業用倉庫も建てられるため、農業振興に繋がる選定場所であり、除外申請はやむを得ないと思っております。

続きまして、議案番号第26号。資料の15～16ページになります。所在地番は、大字牛屋字東松〇〇番、田の950㎡。申請者は、白石町大字牛屋〇〇番地、〇〇さん。変更理由としては、建築用資材置場及び駐車場としての申請となっております。現在借りている資材置場を返すことになり、周辺に適当な用地が無かったため、自宅付近に設置す

るということになっております。

続きまして、議案番号第 27 号。資料の 17～18 ページ。後ほど説明します議案番号第 35 号と関連があります。除外の所在地番は、大字牛屋字東松〇〇番、田の 435 ㎡。申請者は、白石町大字牛屋〇〇番地、〇〇さん。変更理由として、一般住宅及び庭、畑としての申請となっております。

続きまして、議案番号第 28 号。資料の 19～20 ページになります。所在地番は、大字牛屋字四本谷〇〇番、田の 689 ㎡です。申請者は、鹿島市大字重ノ木乙〇〇番地、〇〇さん。変更理由として、農家分家住宅及び農業用倉庫、庭、駐車場としての申請となっております。今回、既存の住宅東側の親戚の人が所有される圃場に農家分家住宅を建てられ、農業をする上で必要な施設である農業用倉庫も建てられるため、除外はやむを得ないと思っております。

続きまして、議案番号第 29 号。資料の 21～22 ページになります。なお、議案番号第 30 号、議案番号第 31 号。資料の 23～26 ページと同じ内容での申請になります。まず議案番号第 29 号について、所在地番は大字牛屋字四本谷〇〇番、田の 3,037 ㎡。申請者は、白石町大字牛屋〇〇番地、〇〇さん。議案番号第 30 号について、所在地番は大字牛屋字四本谷〇〇番、田の 3,690 ㎡と〇〇番、畑の 52 ㎡です。申請者は、白石町大字牛屋〇〇番地、〇〇さん。議案番号第 31 号について、所在地番は大字牛屋字四本谷〇〇番、田の 2,000 ㎡です。申請者は、白石町大字牛屋〇〇番地、〇〇さん。3 つの議案の変更理由として、JA さが白石地区有明地域 4 支所の再編に伴う、JA 事務所、農業用資材倉庫及び集荷所、駐車場としての申請となっております。JA に関係する農業者にとっては必要不可欠な施設であり、組合員や地域住民の相談窓口として地域のコミュニティの場と言えます。このように地域の農業振興に必要な施設であり除外申請はやむを得ないと思われま。

続きまして、議案番号第 32 号。資料の 27～28 ページになります。所在地番は、大字深浦字一本松〇〇番、田の 1,994 ㎡です。申請者は、鹿島市大字森〇〇番地、〇〇さん。変更理由として、農作物加工施設、一般住宅としての申請となっております。申請者は、現在、新開にある「〇〇」の代表者で、小葱の生産、加工をされており、事業の拡大を図るため新たに加工施設が必要になるということです。また一般住宅も併せて転用し、農業に専念できるよう、施設の転用計画もしっかり立てられ、面積も必要最低限で、除外申請はやむを得ないと思われま。

続きまして、議案番号第 33 号。資料の 29～30 ページになります。なお議案番号第 34 号と同じ内容での申請となります。まず議案番号第 33 号について、所在地番は大字新開〇〇番、畑の 441 ㎡。申請者は、白石町大字新明〇〇番地、〇〇さん。議案番号第 34 号については、資料の 31～32 ページです。所在地番は大字新開〇〇番、畑の 428 ㎡。申請者は、白石町大字新明〇〇番地、〇〇さん。変更理由としては、暗渠用資材置場、駐車場としての申請となっております。現在、南側に水産加工場があり、そこから出る貝殻を暗渠用資材として利用するという計画で、加工場の隣接地に設置することになっ

ています。今回、除外申請を行い、水産加工場に売買したいということで申請されています。

次に、編入です。議案番号第 35 号。資料の 33～34 ページです。議案番号第 27 号と同じく申請者は、白石町大字牛屋〇〇番地、〇〇さん。所在地番は、大字牛屋字東松〇〇番、田の 760 m²を編入します。平成 28 年度に、一般住宅及び庭としての除外申請をされましたが、その後計画を見直されました。この除外地については、集団的な 10ha 以上の農地であり農業振興地域計画の農用地区域内の農地に編入することが妥当だと考えられます。

以上、除外申請が 16 件、編入 1 件のご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これについては、議事参与の制限がございます。〇番の〇〇委員は、議案番号第 22 号で発言を控えていただきます。

では、除外の議案番号第 19 号から第 34 号までと編入の議案番号第 35 号について何か質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。

議案番号第 23 号に関して、資料 10 ページの地図を見て思ったのですが、〇〇番を除外申請されるわけですが、残りの〇〇番の田はどうされるのですか。

農業振興課農政係 〇〇番の田は既に除外されています。

〇番 わかりました。

議長 他に、何か質疑ご意見ございませんか。

〇番 〇番の〇〇です。

議案番号第 28 号に関して、申請者は鹿島市の住所で農業用倉庫を建てられるということですが、白石町に耕作の農地があるのですか。

農業振興課農政係 申請者の父親は、申請地の近くに居住されおり、耕作されています。子である申請者は、現在鹿島市に転出されていますが、農家分家住宅を建てて転入されることになっています。

〇番 わかりました。

議長 他に、何か質疑ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。除外の議案番号第 19 号から第 34 号まで、編入の議案番号第 35 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、除外の議案番号第 19 号から第 34 号まで、編入の議案番号第 35 号は当委員会で承認することに決定いたします。

＝議案番号第 36 号＝

議長 続きまして、議案番号第 36 号、3.「平成 31 年白石町農用地利用集積計画（2 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 36 号。

平成 31 年白石町農用地利用集積計画（2 号）の承認決定についてご説明します。はじめに所有権移転関係でございます。今回は 6 件となっております。

整理番号 1 番、買い手は南区の〇〇さん。売り手は上区の〇〇さん。土地の表示は、大字八平字八平〇〇番、畑の 1 筆で 3,240 m²。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は平成 31 年 2 月 6 日、支払期限は平成 31 年 2 月 28 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 267,478 m²です。認定農業者です。

整理番号 2 番、買い手は南区の〇〇さん。売り手は南区の〇〇さん。土地の表示は、大字八平字八平〇〇番、畑の 1 筆で 4,648 m²です。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は平成 31 年 2 月 6 日、支払期限は平成 31 年 2 月 28 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。取得後の経営面積は 267,482 m²です。認定農業者です。

整理番号 3 番、買い手は南区の〇〇さん。売り手は東区の〇〇さん。土地の表示は、大字八平字八平〇〇番、畑の 1 筆で 4,431 m²。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は平成 31 年 2 月 6 日、支払期限は平成 31 年 2 月 28 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 267,482 m²。認定農業者です。

整理番号 4 番、買い手は六府方区の〇〇さん。売り手は東区の〇〇さん。土地の表示は、大字福富字佐太郎搦〇〇番、〇〇番、田の 1 筆で 648 m²、畑の 1 筆で 82 m²。利用目的は米。所有権の移転時期は平成 31 年 2 月 6 日、支払期限は平成 31 年 2 月 22 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 17,121 m²です。認定農業者です。

整理番号 5 番、買い手は西南の〇〇さん。売り手は沖清の〇〇さん。土地の表示は、

大字戸ケ里字四本樟〇〇番、〇〇番、田の1筆で3,967㎡、畑の1筆で115㎡。利用目的は米、麦、大豆。所有権の移転時期は平成31年2月6日、支払期限は平成31年4月26日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は10,812㎡です。認定農業者です。

整理番号6番、買い手は沖清の〇〇さん。売り手は中央の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の1筆で2,877㎡です。利用目的はキュウリ。所有権の移転時期は平成31年2月6日、支払期限は平成31年2月28日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。取得後の経営面積は21,805㎡です。認定農業者です。

次に、利用権設定の関係でございます。2ページから4ページにかけて34件、5ページから9ページにかけて農地中間管理機構への利用権設定関係が38件、合わせまして72件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が72件、使用貸借権設定が0件となっております。そのうち新規が50件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが45件で、再設定は22件でした。また農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定をされているものが22件です。今回の利用権の総面積は536,465㎡です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが2件、個人によるものが32件、農地中間管理機構によるものが38件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は11件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、72件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。

新聞で、JAを通しの利用権設定が無くなるということをいうことを知りました。これまでのように営農口座からの引き落としができなくなるのでしょうか。

事務局 円滑化事業の見直しがあり、今後、中間管理機構への利用権設定に移行するという話ですが、まだ確定はしておりません。確定しましたら、改めて説明をしたいと思っています。

〇番 わかりました。

議長 他に、何か質疑ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 36 号の所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 36 号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 つづきまして、利用権設定について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 36 号の利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 36 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 37 号～第 46 号＝

議長 つづきまして、4.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 37 号から 46 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 37 号。申し出農地の表示。大字八平字新開〇〇番、田の 5,215 m²、農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さんです。申請理由は経営農地の集約のための農地の処分です。議案の位置図は、35 ページをご覧ください。

議案番号第 38 号。申し出農地の表示。大字坂田字三本柳〇〇番、田の 1,291 m²、農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字田野上〇〇番地、上田野上の〇〇さんです。

〇さんです。申請理由は後継者なしのための農地の処分です。議案の位置図は、36 ページをご覧ください。

議案番号第 39 号。申し出農地の表示。大字新拓〇〇番、田の 4,707 m²、農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新明〇〇番地、新明 2A の〇〇さんです。申請理由は経営規模縮小による農地の処分です。議案の位置図は、37 ページをご覧ください。

議案番号第 40 号。申し出農地の表示。大字新拓〇〇番、田の 4,722 m²、農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新明〇〇番地、新明 2A の〇〇さんです。申請理由は経営規模縮小のための農地の処分です。議案の位置図は、37 ページをご覧ください。

議案番号第 41 号。申し出農地の表示。大字八平字新開〇〇番、畑の 4,877 m²、農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、小城市芦刈町下古賀〇〇番地、小城市の〇〇さんです。申請理由は遠方で耕作不利地のための農地の処分です。議案の位置図は、38 ページをご覧ください。

議案番号第 42 号。申し出農地の表示。大字八平字新開〇〇番、畑の 1,958 m²、農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、小城市芦刈町下古賀〇〇番地、小城市の〇〇さんです。申請理由は遠方で耕作不利地のための農地の処分です。議案の位置図は、38 ページをご覧ください。

議案番号第 43 号。申し出農地の表示。大字八平字新開〇〇番、畑の 2,651 m²、農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、小城市芦刈町永田〇〇番地、小城市の〇〇さんです。申請理由は、遠方で耕作不利地のための農地の処分です。議案の位置図は、39 ページをご覧ください。

議案番号第 44 号。申し出農地の表示。大字福富下分字興福四区〇〇番、田の 3,339 m²、同じく〇〇番、畑の 340 m²、計 3,679 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、小城市芦刈町芦溝〇〇番地、小城市の〇〇さんです。申請理由は遠方で耕作不利地のための農地の処分です。議案の位置図は、40 ページをご覧ください。

議案番号第 45 号。申し出農地の表示。大字福富下分字朝日〇〇番、田の 2,245 m²、同じく〇〇番、田の 1,250 m²、同じく〇〇番、田の 4,474 m²、計 7,969 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、佐賀市駅前中央〇丁目〇番〇号、佐賀市の〇〇さんです。申請理由は自ら耕作しないための農地の処分です。議案の位置図は、41 ページをご覧ください。

議案番号第 46 号。申し出農地の表示。大字牛屋字桧木竈〇〇番、田の 5,296 m²、農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、佐賀市兵庫町大字藤木〇〇番地、佐賀市の〇〇さんです。申請理由は後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、42 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 37 号から議案番号第 46 号まで 10 件です。

説明は終了しましたが、議案番号第 37 号については審議のため詳細の説明をいたし

ます。

事務局 議案番号第 37 号の〇〇さんの申請について補足説明をします。

平成 28 年 12 月にあっせんによりこの農地を取得されました。本来「三年三作」と言
いまして、3 年間は耕作してもらいます。〇〇さんは、農地を点在して所有されている
状態です。3 年は経過していませんが、農地の集積、集約を行いながら、農業経営の拡
大を図りたいということで申請されました。

事務局長 白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委
を 2 名指名すると定められておりますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 議案番号第 37 号から 46 号まで、事務局の説明が終わりました。詳細説明がありまし
た議案番号第 37 号について質疑ございませんか。

〇番 〇番の〇〇です。
短期譲渡といったものに該当しませんか。

事務局長 あっせんによる売買ですと 800 万円までの特別控除がありますが、新開の土地の価格
や面積からみて控除に収まる金額、つまり税率の掛かる数字が残らない範囲だと思われ
ますが、これについては、もう一度調べてみます。

〇番 わかりました。

議長 他に、何か質疑ご意見ございませんか。

(質疑なし)

議長 なければ、あっせん委員 2 名の選任についてよろしく願いします。
議案番号第 37 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 38 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 39 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 40 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 41 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 42 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 43 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 44 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 45 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 46 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 37 号は○番○○委員と○番○○委員、38 号は○番○○委員と○番○○委員、39 号、40 号は○番○○委員と○番○○委員、41 号、42 号、43 号は○番○○委員と○番○○委員、44 号は○番○○委員と○番○○委員、45 号は○番○○委員と○番○○委員、46 号は○番○○委員と○番○○委員。それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 37 号は〇〇、38 号は〇〇、39 号、40 号は〇〇、41 号、42 号 43 号は〇〇、44 号は〇〇、45 号は〇〇、46 号は〇〇です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしくお願いします。

議長 それでは、あっせん委員になられました方はよろしく願います。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)
① 合意解約の報告
② 形状変更届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)
① 第 3 回農業委員会総会の日時及び場所
② その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第 2 回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 08 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員